

仕 様 書

1 はじめに

本市では、堺市総合計画「堺 21世紀・未来デザイン」の基本構想のもと平成22年度に策定した「堺市マスタープラン」において、基本政策に「誰もが幸せで、暮らしの質の高いまち」の実現を挙げ、市民に国内外の優れた文化芸術を鑑賞し、自らも創造・発表する機会を提供することにより本市の文化力向上に資するとともに、新しい文化芸術の創造・交流・発信の拠点として、市民会館を建替え整備することを位置付けている。

新施設は、現在の市民会館の後継施設としてはもとより、堺らしい新たな文化を創造し、南大阪地域における文化芸術の創造・交流・発信の拠点施設として整備することにより、本市の文化力向上に寄与するとともに都市イメージや都市格の向上、まちのにぎわい創出に寄与することを念頭に建替え整備を推進しており、平成25年6月に堺市民会館整備計画を策定した。

2 業務名

堺市民会館運営管理方針策定支援業務

3 業務目的

本業務は、本市が堺市民会館整備計画や施設設計の内容に加え、市民や文化芸術団体等の意見等を踏まえたうえで、堺市民会館運営管理方針（以下、運営管理方針という。）を策定するにあたり、高度な専門性と幅広い知識をもって包括的に支援を行うものである。

4 履行期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

5 履行場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 ほか

6 業務内容

【資料の収集・整理】

本市の運営管理方針の検討に必要な資料の収集・分析・整理を行い、提供すること。

【市民や文化芸術団体への意見聴取等】

本市が新施設の利用者となる市民や文化芸術団体の意見やアイデア等を踏まえて、実態に即した運営管理方針を作成するため、十分なニーズ把握や意見聴取等を行うに

あたり支援を行うものとする。

意見聴取等の手法は、意見交換会(団体、ジャンル別等)を原則として、最低1回は300～400人規模のシンポジウム等を実施するものとする。

- (1) 意見聴取等は、市民や文化芸術団体等に対して、文化行政や公立文化施設の運営管理等に関する最新の知識や理解を深めてもらえるものにするるとともに、参加者が新施設の運営管理に対する意見やアイデア等について述べるができるものとする。
- (2) シンポジウム等は、テーマや内容等に応じた会場設営をはじめ、司会進行や資料作成を行うなど総合的に支援を行うとともに、必要に応じて各テーマ等に相応しいパネリスト等の選定及び出席要請等を行う。
- (3) 意見聴取等の資料は、各テーマの認識や議論が円滑に進むよう、検討課題の提案、先進事例の提示等に努めて作成するとともに、追加の情報収集や資料作成の要請があった場合は速やかに対応すること。
- (4) 意見聴取等の開催経過や議論の内容(議事録)、使用した資料等を取りまとめた報告書を作成し、随時、本市ホームページに掲載するための資料を速やかに作成する。

※ 開催日時の調整、会場の選定、開催のお知らせは堺市が行うものとする。

【運営管理方針の検討・整理】

本市が、市民や文化芸術団体等への意見聴取、プロモーター等へのヒアリング、先進事例等を踏まえ、10月下旬を目途に運営管理方針(案)を作成し、議会審議やパブリックコメント等を経て、平成26年度中に運営管理方針を策定するにあたり支援を行うものとする。

(1) 収支計画等の検討

以下の検討事項を踏まえて、新施設の収支(運営管理経費、収入)や年間来館者数の見込み等を算定するとともに、その根拠を明らかにする。

また、劇場法をはじめとする関係諸法令や国等の文化振興施策の動向を十分に踏まえ、可能な限り複数案を提示すること。

ア 事業計画

新施設で展開する貸館事業、自主事業(鑑賞型、普及・育成型及び創造型等)など、基本的な事業の内容、規模等について検討を行う。

イ 運営管理体制

事業運営や施設の維持管理等に必要な体制(職能、人員数)及びその母体の在り方について検討を行う。

ウ 使用ルール・料金

利用者への施設貸出に関するルールや利用料金・時間等について検討を行う。

(2) その他の検討

ア 広報・営業活動

新施設の施設機能や事業の認知度を高め、新しい顧客をつくるために展開する広報・営業活動について検討を行う。

イ プレイベント

新施設が開館するまでの間においても、本市の文化芸術の振興を推進するため、また、新しい施設への理解や期待を高めるための事業について検討を行う。

ウ オープニングイベント

新施設の開館を記念する式典及びこけら落とし公演について検討を行う。

(3) パブリックコメント

ア 配架資料及び市ホームページ掲載用の資料データを作成する。

イ 寄せられた意見等に対する修正等の検討について支援を行う。

7 成果品

(1) 報告書等は原則としてA4サイズ(カラー)とする。

(2) 報告書等の提出部数は次のとおりとする。

ア 業務報告書(A4版、上製本(金文字加工)) 2部

イ 堺市民会館運営管理方針(A4版、くるみ製本、背表紙:色上質紙) 10部

ウ 上記ア、イのMicrosoft Office ファイル 1式

エ 上記ア、イのAdobe Reader ファイル 1式

(3) そのほかの必要な書類に関しては、本市の指示に従うものとする。

8 著作権等

(1) 成果品及び本業務の履行により発生する一切の無体財産に係る著作権は、すべて本市に帰属するものとする。

(2) 受注者は、本市の許可なく成果品を他に利用、公表又は貸与してはならない。

9 特記事項

(1) 受注者は、本市又は関係者と協議を行った場合は、議事録を作成してこれを本市に報告すること。

(2) 資料類の収集・利用に係る著作権等の法的対応など本業務に必要な諸手続きは、受注者が行うものとする。また、これに要する経費は受注者の負担とする。

(3) 本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査に要する費用はすべて受注者の負担とする。

(4) 本業務のために必要となるシンポジウム等の会場、機器、消耗品その他の物品等は受注者が用意し、その費用を負担する。

(5) 業務遂行上の必要に応じて本市から貸与した資料等については、厳重に管理し、本市の許可なく本業務の目的外の使用、第三者への貸与または公表してはならない。また、業務終了後は直ちに当該資料を本市に返却すること。

(6) 必要に応じて業務経過の状況を報告するとともに、業務の進め方等について本市

担当者と随時綿密に協議を行うものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、本市及び受注者が協議し、誠意をもってこれにあたるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、再委託契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。